

## 中小企業信用保険法 第2条第5項第2号認定条件・必要書類について

### 【対象中小企業者】

下記1～3を全て満たすもの

1. 当該事業者と直接的または間接的に取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で当該事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1か月間の売上高、販売数量等（以下、「売上高等」）の減少率の実績が前年同月比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の減少率の実績又は見込みが前年同期比10%以上であること
2. 法人の場合は本社所在地、個人事業主の場合は主たる事業所が荒尾市内にあること
3. 原則1年間以上継続して事業を行っていること

### 【提出書類】

<input type="checkbox"/> 1 認定申請書 1通
<input type="checkbox"/> 2 売上高確認表（最近1か月までの実績と、その後2か月の見込み額を記入）
<input type="checkbox"/> 3 取引依存度が確認できる資料（企業全体及び規制等に係る取引） ※決算書、売上台帳、総勘定元帳、納品書等 ※原則、6か月間又は12か月間の取引依存度とする。
<input type="checkbox"/> 4 直前同期の売上高等が確認できる資料 ※確定申告、法人事業概況説明書における月別売上高等。 社名入り会計システムによる帳票、 又は売上高積算の詳細がわかる売上台帳等（社判・署名のあるもの）
<input type="checkbox"/> 5 今年の売上高等減少の根拠資料 ※社名入り会計システムによる帳票、 又は売上高積算の詳細がわかる売上台帳等（社判・署名のあるもの）
<input type="checkbox"/> 6 指定地域において1年以上継続して事業を行っていることが確認できる資料 （履歴事項全部証明書（3ヶ月以内発行のもの）、確定申告書の写し、許認可証等の写し）
<input type="checkbox"/> 7 委任状（金融機関等による代理申請により提出する場合）

※上記の書類のほか、追加書類の提出をお願いする場合があります。

### 【注意事項・その他】

- 提出した書類は返却いたしませんのでご注意ください。
- 書類の不足、指定外業種、その他の諸条件により認定が受けられない場合があります。
- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会における金融上の審査があります。
- 指定地域と指定期間は改定されることがあります。詳しくは中小企業庁ホームページをご参照ください。

#### 【認定窓口・お問い合わせ先】

荒尾市 産業振興課 商工・企業誘致推進室

〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地

TEL：0968-63-1432 FAX：0968-63-1158